平成２１年（フ）第２７０号
長野市大字大豆島3994番地１サニーハイツＮＡＯＥ401、前住所長野県須坂市大字豊丘1206番地３
債務者　西島　敬枝（旧姓野平）
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
長野県須坂市大字須坂369番地32
債務者　山﨑美穂子
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８４号
長野市大字稲葉2538番地３
債務者　村田　謙一
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
兵庫県伊丹市山田６丁目２番41号
債務者　佐野　武夫
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５８７号
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目12番18号　ヒガシ武庫川マンション305号室　藤原方、住民票上の住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目16番５号
債務者　小林健一郎
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６０４号
兵庫県尼崎市水堂町１丁目12番１―505号
債務者　川嶋　恵理
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１１号
兵庫県西宮市弓場町２番12―506号
債務者　村上　　晶（旧姓堀）
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６１５号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目14番地の３シティハイムパールⅠ号105号
債務者　竹内　貴志
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６５号
兵庫県西宮市枝川町１番143―103号
債務者　益野奈保子こと　益野　ナヲ
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６８５号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目19番３号岡本文化203
債務者　西本　敏明
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９２号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番３―1301号
債務者　諫田あや子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２４号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目９番21号ベルトピア立花203号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目62番13号
債務者　上谷　周二
１　決定年月日時　平成21年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２８１号
徳島市津田町２丁目６番17号
債務者　張　　和與
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５号
徳島県美馬市脇町新町240番地１
債務者　福井ゆり子（旧姓金平）
１　決定年月日時　平成21年８月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第８００号
北九州市八幡東区桃園２丁目11番13号
債務者　馬場　正光
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８５１号
北九州市小倉北区篠崎２丁目７番19号
債務者　専光寺知子
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８５６号
北九州市門司区南本町１番25―407号
債務者　山形　良二
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７２号
北九州市若松区浜町１丁目15番２号
債務者　多田野奈保美
１　決定年月日時　平成21年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部